

平成 27 年 6 月 11 日現在

機関番号：12604

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730051

研究課題名(和文)ドメスティック・バイオレンス対策における被害者・加害者のケアと刑罰の役割

研究課題名(英文)The Care of Offender/Victim and the Role of Punishment in Countermeasures against DV(Domestic Violence)

研究代表者

宿谷 晃弘 (SHUKUYA, Akihiro)

東京学芸大学・教育学部・准教授

研究者番号：80386531

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、DV(ドメスティック・バイオレンス)は、関係性の病理であることを念頭に置きつつ、研究を行った結果、主として次のような結論に到達した。つまり、直接的強制力の限界：直接的な強制力(刑罰、警察等による)の行使のみではその解決・予防に限界があること、暴力予防プログラムの重要性：地域的な特性を最大限に考慮した暴力予防プログラムを、教育や福祉の諸機関との連携のもと、少なくとも小学校の段階から実施すべきこと、加害者のケアの重要性：被害者のケアが重要であることは言うまでもないことであるが、DVにおいては加害者の有する被害者性に着目し、加害者のケアも考慮されるべきこと、等である。

研究成果の概要(英文)：The conclusion of this study was that Limits of direct compelling power: Direct compelling power, namely, punishment, the power of the police and so on cannot prevent or solve the problems of DV(Domestic Violence). The importance of Violence prevention program: Violence prevention programs should be provided from elementary school. We must take the distinguishing features of districts where programs are provided into consideration, and cooperate with institutions of education and welfare. The importance of Care of Offender: there are strong possibilities that offenders of DV themselves were victims. So we should care them.

研究分野：刑事法、修復的正義

キーワード：DV 修復的正義 修復的司法 被害者 加害者 再統合 社会的責任 関係性

1. 研究開始当初の背景

(1) **DV 問題の性質と問い**：ドメスティック・バイオレンス(以下、「DV」と表記)加害は、ジェンダー構造等の構造的要因を背景としつつ、直接の被害者のみならず、子どもを含むところの、関係者全てに多大な影響を及ぼす行為である。また、DV においては、いわゆる再犯の危険性の高さも指摘される場所である。それでは、現状において、DV に対して、我が国においてどれほどの対処がなされているのであろうか。

(2) **我が国における DV 対策の現状**：結論を先に言うならば、我が国における DV 対策は、(誤解を恐れずに言えば)いまだ緒に就いた段階にあるとよいようにも思われる。当然のことながら、これは我が国において、DV 対策のために何もなされてこなかったということの意味するものでは、全くない。周知の通り、国内と国外とを問わず、これまでの社会において、DV は、ジェンダー問題等、構造的問題を背景としてなかなか社会的に可視化・問題化されにくいものであった。これに対して、近年においては、ジェンダー等に関する運動や研究の高まりを背景としつつ、また被害者の問題全般に対する社会の関心の高まりをも追い風としつつ、我が国においても、2001 年(H13 年)に DV 防止法(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」)が制定されるなど、DV の被害者に対する取り組みは、一定の進展を見せたといえるであろう。

(3) **我が国における DV 対策の限界ないし課題**：しかし、従来の我が国における DV 対策には、やはり一定の限界があったことも否めないであろう。ここでは、例えば、DV 加害者のケアおよび刑罰の問題について言及することにしたい。

DV 加害者のケアについて：まず DV 加害者のケアであるが、DV が関係性の病理であることから、再発防止や被害者の真の回復のためにも、加害者のケアが必要であることは、これまでも指摘のあった場所である(山口佐和子『アメリカ発 DV 再発防止・予防プログラム：施策につなげる最新事情調査レポート』(ミネルヴァ書房、2010 年); 草柳和之『DV 加害男性への心理臨床の試み：脱暴力プログラムの新展開』(新水社、2004 年)など)。それにもかかわらず、わが国における DV 加害者のケアは、実際の対策の上においても、理論面においても、一向に進んでいないのが現状であるように思われる。もっとも、法政策の上においても、DV 加害者のケアの必要性は意識されつつあり、また、民間の実践においても、ごく少数の事例において加害者ケアの実践が行われつつはある(前述の諸文献参照)。しかし、これらは、いまだ萌芽の段階にあり、実践上も理論的基礎付けの上においても、十分なものと評価すること

はできないようにも見受けられる。これに対して、海外においては、DV 加害者のケアのみならず、被害者・加害者双方のケアを目指すプログラムについて実践がなされ、議論が積み重ねられているようにも見受けられる。

刑罰の問題について：次に刑罰の問題についてであるが、刑罰が大きな効果を有すると同時に、大きな副作用も生じさせる危険性のあることは一般的に認識されているところであろう。それゆえ、刑事政策においては刑罰以外の手段をも視野に入れつつ、犯罪解決・防止等が実施される場所である。しかしながら、我が国における DV における刑罰あるいは他の犯罪対策手段の位置づけはそれほど明らかなものになっていないようにも見受けられる。一方において、ジェンダー等の問題意識を背景に厳罰を求める動きもあり、他方において、従来の枠を意識し、すべてにおいて消極的になる方面もないわけではない。

(4) **まとめ**：本研究においては、以上の事柄を念頭に置きつつ、最新の動向として、修復的正義・修復的司法の理論および実践に注目しながら、ドメスティック・バイオレンス対策における被害者・加害者のケアと刑罰の役割について探求せんとしたものである。

2. 研究の目的

(1) **概要**：本研究の目的は、主として、次の 3 つのことを明らかにすることである。

つまり、
問題の処理および再発防止に際して、被害者のみならず、加害者のケアが必要とされることを解明すること
被害者および加害者の双方のケアのために効果的な方策は何かについて模索すること、および
被害者・加害者のケアに際して、刑罰は一体どのような役割を果たすべきか(何をすべきであり、かつ何をすべきでないか)を解明すること
の 3 つである。

(2) **加害者のケアの必要性の解明**：海外においては、DV 加害者が更生することが問題の解決に必要であることについて、様々な知見や実践の蓄積が行われつつあるように見受けられる。これに対して、わが国においては、この点につき、いまだ意見の一致が見られていないように思われる。しかしながら、例えば、再犯防止のことのみを考えてみても、被害者のみならず、加害者のケアは必要であるように見受けられる。ただし、本問題においては、「加害者 = 男性、被害者 = 女性」という図式が当てはまる場合が多いことなどから、支援者の間に、そもそも加害者のケアを論じることへの抵抗感・忌避感が存在しないわけでもないことは周知の通りである。それゆえ、このような現状を乗り越えるために

も、被害者のみならず、加害者のケアが必要であることの根拠に関して、より説得的な議論を提供することを目指したものである。

(3) **被害者・加害者のケアのために効果的な方策の模索**：DV 被害者および加害者のケアのために設けられた、従来のプログラムは、どちらかといえば、被害者は被害者、加害者は加害者というように、両者を分離して考えがちであったようにも見受けられる。確かに例えば、DV が被害者に与える影響のみならず、DV 加害者による被害者への影響等について考えるのであれば、これもまた一理なしとはいえない。しかしながら、DV 問題が関係性の問題であることを考えるのであれば、被害者・加害者を完全に分離して考えることには何らかの限界があるようにも見受けられる。そこで本研究においては、従来のプログラムについて再度知見を深めるとともに、新たな動向として、被害者・加害者双方のケアを目指している修復的正義・修復的司法のプログラムに着目し、被害者・加害者の双方にアクセスするプログラムの効果や可能性について検証することを目指したものである。

(4) **被害者・加害者のケアに際しての刑罰の役割(何をすべきであり、かつ何をすべきでないか)の解明**：DV 問題への対処においては、その問題の性質上、ケア・プログラムと刑罰の双方が関係してくることはいうまでもない。しかしながら、刑罰は、非常に強力な強制的手段であり、効果もさることながら、多大な副作用も伴い得るものであり、場合によってはケア・プログラムの効果を消滅させてしまうだけでなく、むしろ逆効果をもたらす場合も少なくない。それゆえ、本研究においては、本問題におけるケア・プログラムと刑罰との間の相互関係について検証することを目指した。刑罰とケア・プログラムとの関係、とくに刑罰と修復的正義・修復的司法プログラムとの関係については、わが国の研究はいまだ不明確な部分が少なくない。本研究においては、海外の研究成果等を踏まえつつ、理論的・実践的な見地から、DV 問題において、刑罰が何をすべきであり、何をすべきでないかについても検討していくことを目指したものである。

3. 研究の方法

(1) **概要**：研究方法としては、文献調査、および インタビュー調査を行った。

(2) **文献調査**：DV 問題関係の文献の調査もさることながら、本研究においてはそれだけではなく、教育、福祉、刑罰、修復的正義・修復的司法などの各関連領域における最新の文献を収集し、精査した。また本研究においては、上記の作業と同時に、各関連領域の歴史的資料(例えば、福祉および刑罰の領域

に跨るものとして、北海道家庭学校創設者の留岡幸助に関する資料を挙げるができるであろう。同志社大学人文科学研究科編『留岡幸助著作集第1巻～第5巻』(同朋舎)などを必要に応じて使用した。これは、修復的正義・修復的司法の思想や実践を考える上において、海外のプログラム等の表層のみを持ってくるのではなく、その国々の文脈を十分に考慮すると同時に、我が国における思想および実践実務の歴史的な文脈を精査し、単なる部分的な「移植」に止まらない、我が国の文脈に適合的な形で導入、さらには、海外の事例を参照しつつも、新たな思想および技術を「創造」することを目指したためである。

(3) **インタビュー調査**：国内においては、加害者に関しては、例えば、受刑者等の支援を行っているNPO法人マザーハウス(五十嵐弘志代表)や加害者家族支援を行っているNPO法人World Open Heart(阿部恭子代表)等、被害者および暴力予防に関しては、DV被害者支援および学校における暴力防止プログラムを実施しているNPO法人湘南DVサポートセンター(瀧田信之代表)等、修復的正義・修復的司法に関しては、NPO法人被害者加害者対話の会運営センター(山田由紀子代表)等を、海外に関しては、韓国刑事政策院等を訪問し、あるいは代表の方等にお出でいただき、または関係の方々(とりわけ、DV問題と大規模な災害発生との関係も重視し、3・11の被災地の調査を実施した)をご紹介いただき、DV問題の現状、DV被害者・加害者支援の現状・課題、被害者支援・加害者支援等の現状と課題等について、インタビュー調査を実施した。

4. 研究成果

(1) **概要**：本研究の成果は、大きく分けて、次の3つに分類され得るであろう。

つまり、
刑罰および刑事政策的手段一般の理論的・思想的基礎と効果に関する認識
DV 対策(とくに被害者・加害者のケア)の現状と課題に関する認識
上記の成果を上記の成果に適用したところから得られる認識
の3つである。以下、順次説明していくことにしたい。

(2) **刑罰および刑事政策的手段一般の理論的・思想的基礎と効果について**：刑罰の使用を含む従来の刑事政策においては、我が国の近代化以降、一貫してケアの思想の要素が見受けられたことは事実である。しかし、これが実際に犯罪解決等にどれほどの効果を発揮しているかは別問題である。以下、まず我が国の刑罰思想におけるケアの思想の要素について解明されたところを概観し、次に、そのような刑罰思想によって形作られてき

たところの、刑罰を含むところの刑事政策システムが社会に対して実際にどのような効果をもたらしているかについて解明されたところを概観し、そして最後に、そのような実情を、刑罰思想におけるケアの伝統と新たな動向に照らし合わせてどのような知見が得られたかについて概観していくことにしたい。

我が国の刑罰思想におけるケアの思想について：我が国の刑罰思想にはケアの思想の要素が多分に含まれていたことは否定できないことのように思われる。もちろん、それが今日でいうところのケアの思想と完全に一致するわけではないことは言うまでもないであろう。しかし、ひとりの人間をそのものとして尊重していこうとする思想は、諸々の変形を被りつつも、我が国の近代刑罰思想を形成する諸要因の中に内在してきた。このことの例として、ここで新島襄率いる同志社グループに影響を与えた人々（ペリー等）、あるいは当グループによって育成された人々（留岡幸助等）の名を挙げることができるであろう。これらの人々は、キリスト教の信仰に導かれ、とりわけ加害者をどのようにケアし、立ち直らせることによって社会を改良する運動に身をささげたのである。また、キリスト教とは異なるところで、我が国の近代刑罰思想の重要な部分を形成した理論家として、例えば、牧野英一の名前を挙げることができるであろう。牧野の理論が興味深いのは、科学主義（社会進化論）の立場から、キリスト者たちの監獄改良運動や加害者支援の実践、およびそれらを支える思想の流れを引き受け、それらを社会的責任論として体系化したことにある。牧野の社会的責任論は、一般的には加害者の刑事責任に関する議論として認識されているように見受けられるが、牧野（や国内外の新派理論家たち）においては、加害者も被害者も含め、刑事責任の話に止まらない射程範囲をもつものであった。特筆すべきは、牧野の社会的責任論においては、被害者のケア（損害填補の限度においてではあれ）が論じられていたことである。牧野の議論は、全てにおいて影響を与えるには至らなかったが（特に被害者の部分において）、我が国の加害者のケア（改善更生）のシステム形成に、直接間接的に多大な影響を与えてきたといえよう。刑罰思想・刑事政策における、近年の新たな動向である修復的正義・修復的司法の思想と実践は、ある意味でこのケアの伝統を引き継ぐものと評価できる。もっとも、ケアの思想と実践が実際の問題として実践者（ひいては対象者）の人権を掘り崩す危険性があるのに対して、啓蒙のプロジェクトとしての修復的正義・修復的司法は、ケアの伝統の欠点を克服することをも目指すものとなっている。

我が国の刑罰・刑事政策システムの実際効果について：上記のようなケアの思想的要素を有する刑罰思想を基礎としつつ形成さ

れてきた我が国の刑罰・刑事政策システムは、被害者・加害者一般（とくに加害者一般）にどのような効果を発揮しているかという問題については、図式的に述べるのであれば、被害者に関しては道半ばであり、加害者に関しては副作用の大きさを指摘することができるであろう。とくに我が国の近代刑罰思想が模索してきた加害者のケアについては、自身が受刑経験を持ち、現在受刑者等の支援活動を展開している五十嵐弘志マザーハウス代表の「私は今の刑務所は矯正施設としての機能が全く崩壊しており、そこは、犯罪者が犯罪を学ぶところとなっていると感じております。また、受刑者の人権が尊重されず、多くの受刑者がストレスと不満を持ち、お互いに傷つけ合い、なかには暴力事件を犯す者もいます。更に刑務所内での更生改善に対するサポート、被害者感情教育等も不十分であり、受刑者の心のケアもされておらず、カウンセリング等がとても必要であると感じます」（引用文献、p45）という言葉に集約された状況があるといつてよい。しかも、このような状況の中で処遇され、社会に出された加害者を待ち受けるのは、これまたケアにはほど遠い状況である。そして、加害者本人の更生には加害者家族の支えが必要であるが、加害者家族の状況については、阿部恭子 World Open Heart 理事長の「加害者家族は、捜査機関や社会から犯罪者同様の扱いを受けようとも、当然に保護される制度は存在しないのである。加害者家族への社会的制裁は、時に、罪を犯した本人以上に凄まじい。転居を余儀なくされ、仕事を失い、結婚が破談になる…追いつめられた加害者家族が自責の念から自殺に至るといふ悲劇が起きているにもかかわらず、加害者家族が相談できる機関や組織は一切存在しなかった」（引用文献、p38）という言葉に集約される状況があるといつてよい。

ケアの伝統と新たな動向に照らしての現状の評価：上述の状況が、そもそも我が国の刑罰思想におけるケアの伝統に反するものであることは言うまでもない。そして、新たな動向としての修復的正義・修復的司法の観点から見て、現状は相当の変革を要するものになっているといえよう。修復的正義・修復的司法の立場から言えば、被害者と加害者をバラバラに考えるのではなく、被害者・加害者双方のケアが必要である（さらに言えば、コミュニティのケアも必要）。しかし、現状においては、被害者が加害者かという二者択一の方式がとられ、しかも、実際においては理念や建前ほどの措置が講じられていないか、あるいは意図はともあれ、逆効果をもたらすような方策が実施されているのである。

(3) 我が国における DV 対策の現状と課題について：本問題について解明したところを説明するにあたり、まずは、とりわけ 3・11 後の状況・そこで得られた認識等を中心的に

説明し、それを踏まえた上で我が国のDV対策の現状と課題について得られた知見を述べる必要があるであろう。

DV対策を取り巻く、我が国のDV問題の現状について

我が国におけるDV問題は、上記のようにジェンダーや被害者問題への社会的関心の高まりを受けて、表面的には進展を見せたといつてよいように思われる。しかし、法制度の整備・組織の設置等は、あくまで器にすぎず、問題はそこにどのような実質が盛り込まれるかであろう。そして、この点に関して、我が国の実情は、必ずしも明るいものとは言えないもののようにも感じられる。ここでは、例えば、都市と地方の問題、および福祉の問題の二つについて概観しておくことにしたい。まず、()都市と地方であるが、図式的に示すと、人口や富が集中し、様々な統治システムが整備され、あるいはNPO等の諸団体が活動しやすい都市においては、DV対策も相対的に見て、一定の進展を見せているように感じられる。これに対して、被災とDV(あるいは児童虐待等も含む)との関係を中心に、3・11(東日本大震災)の被災地において実施したインタビュー調査等においては、単に被災地に止まらず、そもそも地方が一般的に抱える問題の一端が浮き彫りになってきたように思われる。つまり、被災直後の問題もさることながら(例えば、避難所にDV加害者が被害者を探しにきて、事情を知らない職員等が被害者の居場所を加害者に教えてしまう等)、災害そのもの、および被災後の状況がもたらすストレス・トラウマ等によってDVや児童虐待が一定程度増加し、それに対する長期的な対応のシステムが構築され得ないままになっている状況がある。もちろん、この記述を安易に一般化することは避けねばならず、例えば盛岡等のように女性センター等を中心に問題発見・対応システムが整備され、他の地域をもカバーする試みが促進されているところもある。もっとも、地域によっては強固なジェンダー構造ゆえに、そういったシステムの存在を知っていてもアクセスするさえできないという声も聞き取りの中では拾うことができた。また、例えば大船渡のようにNPOの間に連携ネットワークが整備されているところもある。しかし、地域全体の社会的状況を考えると、助成金等の問題も含めて、これらの活動が長期的にどのようなようになっていくか、予断を許さないところのように感じられる。さらに、地方には外国人が定着する動きが加速しており、これらの外国人は一般的に言って、なかなか支援ネットワークにアクセスできず問題を深刻化させている可能性があることも調査の過程で明らかになってきた。一般的に社会情勢が厳しさを増す中で、活性化要因の僅少な地域において、DV発生の度合い、発見・対応システムの機能状況等について、必ずしも楽観的な予測をすることはできないもののように見受けられる。DV

問題に特化したシステム構築だけでなく、男性・女性一般の雇用の問題、地域全体の活性化の問題、外国人の問題等、全体的な取り組みが必要であり、これらの取り組みを強化することがDVだけでなく、他の諸問題をも未然に防止し、あるいはよりよく解決するための基礎となるように思われる。また、()とも密接に関連する事柄ではあるが、()福祉の全般的状況の問題を指摘することもできよう。我が国の政策における福祉の位置づけは、近年後退の時期に入っているようにも見受けられる。DV対策においては、福祉の役割の大きさが否定できないのであり、福祉の後退はDV対策の長期的見通しに暗い影を投げかけるものといえよう。

我が国のDV対策の現状と課題：我が国のDV対策の現状を一言でまとめるならば、長期的な視野からの根本の見直しが必要とされているように思われる。例えば、被害者・加害者のケアは、仮になされているにしても分離的あるいは「敵対的」に行われており、しかもいずれも不十分であるといえよう。被害者のケアにしても、上述のように地域格差も存在し、しかもいずれの地域においても先行きは不透明であるとさえいえない。また加害者のケアについて、より真剣に検討される必要がある。

(4) **DV対策における被害者・加害者のケア、および刑罰のあるべき姿について**：結論からいえば、DV被害者・加害者のケアは、建前や理念に止まらず、地域的事情を詳細に検討しつつ、実質的に行われるべきであり、さらにいえば、両者のケアを分離的・「敵対的」とらえるのではなく、統合的に実施し、また刑罰は、応報や予防だけでなく、修復をその理念ないし正当化根拠として基礎に据えつつ、被害者・加害者調停をその一形態として採用すると同時に加害者更生プログラムの受講の条件付け等の付加的形態を採用するなどし、そもそも犯罪予防等を重視して、それ自身は謙抑性の原則を再び深く捉え直す必要があるといえるように思われる。

被害者・加害者(およびコミュニティ)のケア：海外の修復的正義・修復的司法プログラムを参照しつつ、被害者・加害者のケアを分離的、さらには「敵対的」に捉えるのを控え、統合的に実施する必要がある。これは、何が何でもDV被害者・加害者を「仲直り」させよということ、全く意味しない。ただ、現状のような二者択一的思考は、社会秩序の回復にとっても、被害者・加害者双方の回復にとっても逆効果であり得る。また、このような二者択一的思考を促す要因としてコミュニティの害(ハーム)の放置・悪化があるが、DV問題においても、このコミュニティの害の修復のための手法が模索されなければならぬ。

刑罰と修復概念：修復的正義の議論を基礎とするならば、修復を刑罰目的と捉えること

ができるが(修復的刑罰論)この観点からすれば、刑罰は、被害者加害者調停等、DV被害者・加害者双方のケアを目指すと同時に、刑罰システムそれ自体の限界を深く認識し、公共圏の諸主体の活動をバックアップして、それらに事を委ねつつ、謙抑性の原理を中核に据え直す必要があるように思われる。

引用文献

阿部恭子、「加害者家族と人権」、共生と修復、第4号、2014、38 - 40

五十嵐弘志、「人生は出会いで決まる」(獄中で真の愛に出会って)、共生と修復、第3号、2013、42 - 46

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 8件)

宿谷晃弘、「大日本帝国期における統制主義的法理学の形成に関する覚書：牧野英一の明治期の思想的営みを中心に」、東京学芸大学紀要. 人文社会科学系. II、査読なし、第66号、2015、pp. 113 - 146、<http://hdl.handle.net/2309/137679>

宿谷晃弘、「修復的正義・修復的实践の現状と法教育の可能性」、共生と修復、査読なし、第4号、2014、pp. 28 - 30.

宿谷晃弘、「3・11後の防災教育について：法政治学の立場から」共生と修復、査読なし、第4号、2014、pp. 5 - 12.

宿谷晃弘、「法道一如への道：大日本帝国期の検察権力における法と道徳の理論に関する覚書」、東京学芸大学紀要. 人文社会科学系. II、査読なし、第65号、2014、pp. 123 - 136、<http://hdl.handle.net/2309/134556>

宿谷晃弘、江連崇「The Life and Achievement of Arima Shirousuke(有馬四郎助)：the reformer of prison in Modern Japan」、東京学芸大学紀要. 人文社会科学系. II、査読なし、第65号、2014、pp. 137 - 140、<http://hdl.handle.net/2309/134577>

宿谷晃弘、「大日本帝国の刑罰思想における『内部』と『外部』：刑罰思想史ノート」、東京学芸大学紀要. 人文社会科学系. II、査読なし、第64号、2013、pp. 141 - 166、<http://hdl.handle.net/2309/132475>

宿谷晃弘、石戸充、竹原幸太、「The Present Conditions of Restorative Justice in Japan」、東京学芸大学紀要. 人文社会科学系. II、査読なし、第64号、2013、pp.

135 - 139、

<http://hdl.handle.net/2309/132466>

宿谷晃弘、「慈愛と統制：大日本帝国期の我が国における被害者の損害填補に関する言説分析を中心に」、被害者学研究、査読あり、第23号、2013、pp. 38 - 48.

[学会発表](計 4件)

宿谷晃弘、竹原幸太、五十嵐弘志、田中圭子、「学校における紛争解決教育：修復的司法の原理に学ぶ」、日本司法福祉学会、2014/8/3、追手門学院大手前中高等学校(大阪府・大阪市中央区大手前)

宿谷晃弘、「Problems of Japanization of Restorative Justice : On Domestic Violence」、アジア犯罪学大会、2012/8/22、ソウル(韓国)

宿谷晃弘、瀧田信之、竹原幸太、山田由紀子、山辺恵理子、「分科会：ケアに応答する正義」、日本司法福祉学会、2012/8/5、東洋大学(東京都・文京区白山)

宿谷晃弘、「慈愛と統制：戦前の刑罰思想と被害者の損害填補に関する言説分析」、日本被害者学会、2012/6/2、女性就業支援センター(東京都・港区芝)

[図書](計 3件)

阿部恭子ほか編著、現代人文社、『加害者家族支援の理論と実践』、2015、204、(宿谷晃弘、「加害者家族支援の理論的基礎に関する予備的考察：修復的正義の視点から」、pp. 40 - 53)

高橋則夫ほか編著、成文堂、『野村稔先生古稀祝賀論文集』、2015、796、(宿谷晃弘、「進化論的法理学・刑事法学とその継承・展開に関する一考察：穂積陳重と牧野英一」、pp. 703 - 717)

高橋則夫ほか編著、成文堂、『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集[下巻]』、2014、982、(宿谷晃弘「思想検事の刑罰思想に関する一粗描：池田克の大日本帝国期の議論を中心に」、pp. 339 - 356)

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宿谷 晃弘 (SHUKUYA Akihiro)

東京学芸大学・教育学部・准教授

研究者番号：80386531